

中小企業庁創業連携推進課 パブリックコメントご担当者様 宛

「中小企業等協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」に対する意見

[氏名]	在日米国商工会議所 保険小委員会 (担当者) 在日米国商工会議所渉外室 安田美穂
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	myasuda@accj.or.jp
<p>今般の中小企業等協同組合法施行規則の改正については、中小企業組合によって運営されている共済の契約者保護の充実を図るものとして歓迎いたします。ACCJは、日本政府が民間保険会社といわゆる制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきであり、そのためには制度共済はすべて金融庁の監督下に置かれるべきであると考えております。それが実現されるまでの間、今回制定されたルールの実効性を確保するために、中小企業庁がスキルと経験を有した人的リソースを十分に手当てして、金融庁による保険会社の監督・検査と同じ水準で、かつ機動的に対応できる体制を整備されることを要望いたします。</p> <p>○共済代理店に関する規定について</p> <p><b>意見内容</b></p> <p>共済代理店制度は共済の理念から外れる制度であり、認められるべきではありません。共済の販売は相互扶助の精神に則って、組合員相互に無償で行われるべきものであると考えます。</p> <p>* 共済代理店とは、募集手数料を得て共済を販売する個人もしくは法人と理解しています。</p>	

## 理由

共済代理店を通じて共済商品を販売することは、共済の本来の理念から逸脱することになるため、認めるべきではないと考えます。中小企業等協同組合法の第1条には組合について「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織」とあります。また、第5条では組合が備えるべき要件として「組合員又は会員の相互扶助を目的とすること」とあります。募集手数料を受け取ることを目的とする代理店が共済販売を行うことは、相互扶助を目的とする理念を損なうこととなります。前述の通り、共済の販売は相互扶助の精神に則って、組合員相互に無償で行われるべきものです。

また仮に、すでに募集委託を行っているという事業実態に配慮するのであれば、一定の経過期間をもって当該代理店を是正すべきであると考えます。

以 上